

木梨地区の特別指定区域

【沿道施設集約誘導等区域（旧：流通業務施設区域）】での建築の用途

<建築できる建築物>

1 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物運送事業の用に供するもの

貨物自動車運送事業法第2条第2項

「一般貨物自動車事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業

※ 軽自動車、自動二輪車を除く

※ 特定貨物自動車運送事業を除く

(*特定貨物自動車運送事業：特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業)

2 倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供するもの

倉庫業法第2条第2項

「倉庫業」とは、寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業をいう。

※ 貸倉庫は、不動産賃貸業に分類されるため、貸倉庫の建築や空物件を貸倉庫として使用することは不可